

第 1 法人税基本通達関係

1 所得税額の控除

【改正の概要】

平成30年度の税制改正により分配時調整外国税相当額の控除制度（法69の2）が創設されたことに伴い、法人が支払を受ける利子及び配当等につき課される所得税の額のうち所得税額の控除制度による税額控除の対象となる金額については、その所得税の額からその所得税の額に係る分配時調整外国税相当額（法69の2①）を除いた金額とされ（法68①）、配当等に対する所得税の額については、その所得税の額からその所得税の額に係る分配時調整外国税相当額を除いて個別法又は銘柄別簡便法により所有期間按分計算をすることとされた（令140の2）。

なお、連結納税制度においても同様の改正が行われている（法81の14①、令155の26）。